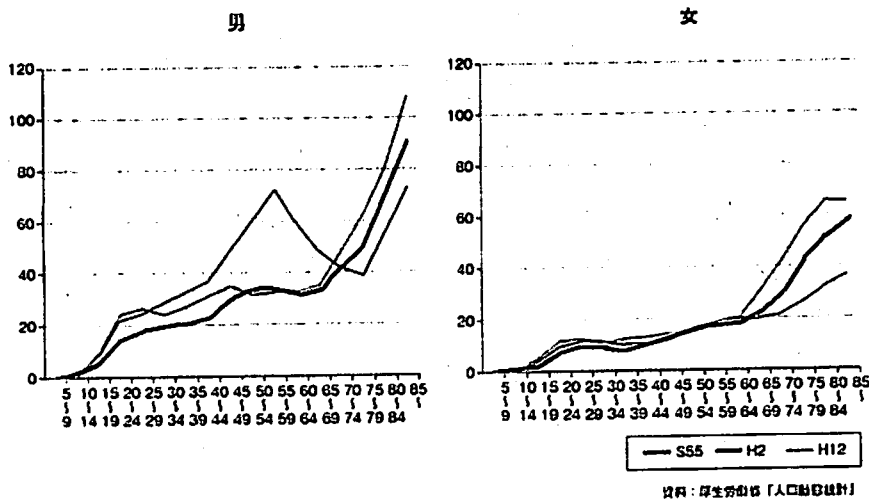


○ 心理的、社会的負担の大きい中高年男性が、自殺者急増の主要因

年齢階級別の自殺死亡率の年次比率



自殺対策の経緯

- 従来の我が国の自殺対策は、精神保健対策の一環として実施
- 自殺者数の減少を見ることができなかった
- このため、自殺対策基本法に基づき、自殺総合対策大綱を取りまとめ、社会全体で取り組むこととした

- 平成8年 WHO「自殺予防のためのガイドライン」公表
- 平成12年3月 「健康日本21」の中で自殺予防に取り組む
- 平成17年7月 参議院厚生労働委員会
「自殺に関する総合対策の緊急かつ効果的な推進を求める決議」
- 平成17年9月 自殺対策関係省庁連絡会議設置
(内閣官房副長官の下、11省庁の局長級13名)
- 平成17年12月 「自殺予防に向けての政府の総合的な対策について」をとりまとめ
(関係省庁連絡会議)
- 平成18年5月 民間団体が「自殺防止を考える議員有志の会」へ
「自殺対策の法制化を求める要望書」を提出
- 平成18年6月 「自殺対策基本法」成立(全会一致で可決)
- 平成19年6月 「自殺総合対策大綱」閣議決定
- 平成20年10月 「自殺総合対策大綱」一部改正

自殺対策基本法の概要

○本法の目的

自殺対策を総合的に推進して、自殺の防止を図り、あわせて自殺者の親族等に対する支援の充実を図り、もって国民が健康で生きがいを持って暮らすことのできる社会の実現に寄与すること

○内容の概要

1 自殺対策の基本理念

- ① 自殺が個人的な問題としてのみとらえられるべきものではなく、その背景に様々な社会的要因があることを踏まえ、社会的な取組として実施されなければならないこと。
- ② 自殺が多様かつ複合的な原因及び背景を有するものであることを踏まえ、単に精神保健の観点からのみならず、自殺の予防に關して実施されるようにしなければならないこと。
- ③ 自殺の事前予防、自殺発生への対応及び自殺が発生した後又は自殺が未遂に終わった後の事後対応の各段階に応じた効果的な対応として実施されなければならないこと。
- ④ 国、地方公共団体、医療機関、事業者、学校、自殺の防止等に関する活動を行う民間の団体その他の関係する者の相互の緊密な連携の下に実施されなければならないこと。

2 国、地方公共団体、事業者、国民のそれぞれの責務

3 政府による自殺対策大綱の策定と、国会への年次報告

4 国・地方公共団体の基本的責務

- ① 自殺の防止等に関する調査研究の推進並びに情報の収集、整理、分析及び提供の実施並びにそれらに必要な体制の整備
- ② 教育活動、広報活動等を通じた自殺の防止等に関する国民の理解の増進
- ③ 自殺の防止等に関する人材の確保、養成及び資質の向上
- ④ 病院、学校、地域等における国民の心の健康の保持に係る体制の整備
- ⑤ 自殺の防止に関する医療提供体制の整備
- ⑥ 自殺する危険性が高い者を早期に見出し、自殺の発生を回避するための体制の整備
- ⑦ 自殺未遂者に対する支援
- ⑧ 自殺者の親族等に対する支援
- ⑨ 民間団体が行う自殺の防止等に関する活動に対する支援

5 内閣府に、関係関係を構成員とする自殺総合対策会議を設置

5

現状と基本認識

自殺総合対策大綱(平成19年6月閣議決定)の概要

(現状)

- 平成10年に自殺者数が3万人を超え、以降、高い水準で推移
- 従来の失業原因と比較しても高い水準
- 世代別の自殺の現状
- ・将来ある子どもの自殺や20代、30代のインターネット自殺が問題化
- ・心理的、社会的負担の大きい中高年男性が自殺者急増の主要因
- ・高齢者は、健康問題に加え、介護、看病疲れも課題

(基本認識)

- ◆自殺は追い込まれた末の死
- ・多くの自殺は個人の自由な意思や選択の結果ではなく、社会的要因を含む様々な要因が複雑に関係して、心理的に追い込まれた末の死
- ・自殺者の多くは、自殺の直前にうつ病等の精神疾患に罹患
- ◆自殺は防ぐことができる
- ・制度、慣行の見直しや相談・支援体制の整備という社会的な取組とうつ病等の精神疾患に対する適切な治療により予防が可能
- ◆自殺を考えている人はサインを発している
- ・家族や同僚の気づきを自殺予防につなげることが課題

基本的考え方

○社会的要因も踏まえ総合的に取り組む

- ・働き方の見直しや再チャレンジが可能な社会の構築、失業、多重債務等の相談支援体制の整備
- ・うつ病の早期発見、早期治療
- ・命の大切さの理解を深めるとともに、自殺や精神疾患に対する偏見をなくす取組
- ・マスメディアの自主的な取組への期待

○国民一人ひとりが自殺予防の主体となるよう取り組む

○自殺の事前予防、危機対応に加え、未遂者や遺族等への事後対応に取り組む

○関係者が連携して包括的に支える

○実態解明を進める
自衛、これまでの知見に基づき施策を展開

○中長期的視点に立って、継続的に進める

当面の重点施策

- 自殺の実態を明らかにする
- 国民一人ひとりの気づきと見守りを促す
- 早期対応の中心的役割を果たす人材を養成する
- 心の健康づくりを進める
- 適切な精神科医療を受けられるようにする
- 社会的な取組で自殺を防ぐ
- 自殺未遂者の再度の自殺を防ぐ
- 遺された人の苦痛を和らげる
- 民間団体との連携を強化する

自殺対策の数値目標

- 平成28年までに、自殺率を20%以上減少
- なお、一人でも多くの自殺を考えている人を救うため、早期の目標達成に努力
- 目標達成の場合、見直し期間にかかわらず数値目標を見直す

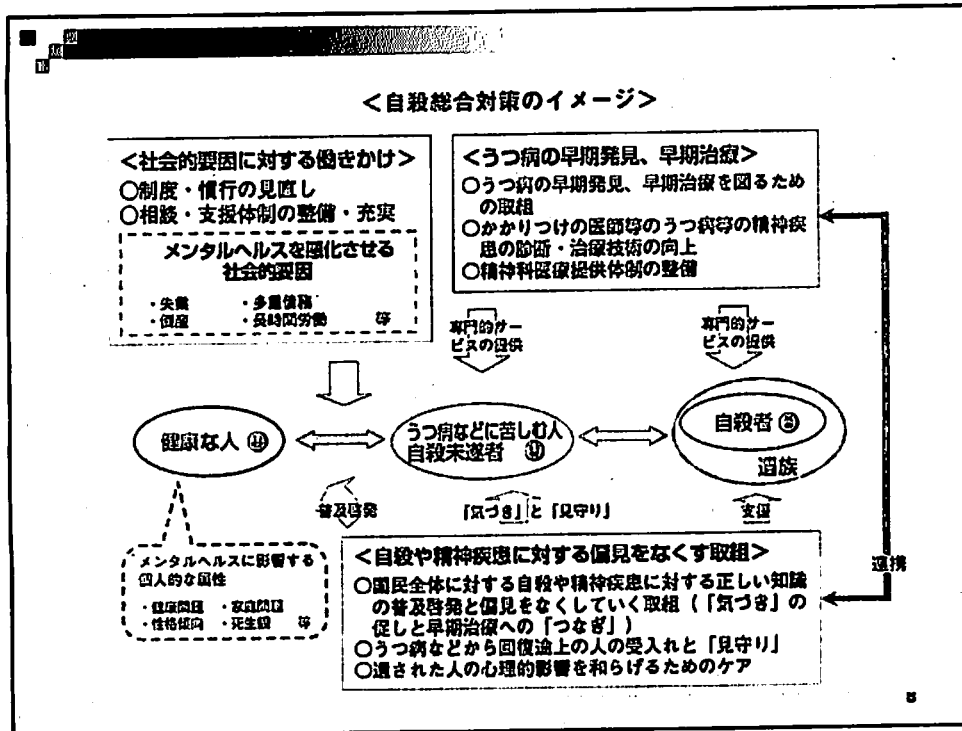
推進体制等

- 国、地方それぞれに関係行政機関、民間団体等相互の緊密な連携・協力
- 評価見直しへの民間有識者の関与
- 5年後を目途に見直し

自殺を予防するための当面の重点施策



<自殺総合対策のイメージ>



平成21年度における主な取組(内閣府)

- 自殺対策推進会議の開催(昨年2月から6回開催)
- 平成21年度自殺予防週間の実施
(9月10日のWHO世界自殺予防デーから1週間)
- 民間団体による自死遺族のための分かち合いの会
支援事業の実施
- 自殺防止のためのワークショップの開催
- こころの健康相談統一ダイヤルの運用・普及
- インターネットを介した自殺に関する調査研究
及び各種情報提供(月別自殺者数の推移等)

9

遺された人の苦痛を和らげる

自殺や自殺未遂の発生直後に遺された人の心理的影響を和らげるためのケアを行うとともに、遺族のための自助グループ等の地域における活動を支援する。

- 自殺者の遺族のための自助グループの
運営支援
- 学校、職場での事後対応の促進
- 遺族のためのパンフレットの作成・配布
の促進
- 自殺遺児へのケアの充実

10

民間団体による自死遺族のための分かち合いの会支援事業について

【背景】

自殺対策は、自殺の事前予防(1次予防)、自殺発生の危機対応(2次予防)に加え、未遂者や遺族等への事後対応(3次予防)にも取り組む必要がある。しかし、これまでの自殺対策は、事後対応(3次予防)については十分とは言えない状況にあり、NPO等自殺対策従事団体の活動に大きく依存しているところであった。

【目的】

自死遺族支援についての豊富な経験を有している民間団体との連携により、自死遺族のための分かち合いの会を立ち上げたばかりの民間団体及びこれから立ち上げようという民間団体等に対し、分かち合いの会の運営についての研修の機会等を提供することにより、これらの民間団体等の活動が自立的に運営されるよう支援する。

<民間団体による自死遺族のための分かち合いの会支援事業の内容・平成20年度実施内容>

<p>1 研修内容例 講師と集団実行 【テーマ例】 ・基調講演:「社会的背景から自死遺族支援のあり方を考える」 ・集団実行:「分かち合いの会」で生じる様々な問題をケーススタディから実践的に学ぶ</p>	<p>3 年間開催回数 10回(1回につき2日間)</p>	<p>4 協力団体 ・自死遺族ケア団体全国ネット ・全国自死遺族総合支援センター</p>
<p>2 主催 内閣府(業者委託により実施)</p>	<p>6 開催地 全国10か所 (全国6ブロックごとに、1~2か所)</p>	<p>7 開催時期 8月~3月</p>
<p>5 開催地 全国10か所 (全国6ブロックごとに、1~2か所)</p>	<p>6 開催対象者 ・1回につき、20名程度 ・「分かち合いの会」のスタッフ、スタッフを志す者等</p>	

「分かち合いの会」の自立的運営
 「分かち合いの会」の全国的な広がり

平成20年度民間団体による自死遺族のための分かち合いの会支援事業実施内容の詳細

協力: 自死遺族ケア団体全国ネット、全国自死遺族総合支援センター

<p>北海道・東北地区</p> <p>■宮城県仙台市 平成20年8月22日(金)・23日(土)</p>	<p>関東地区</p> <p>■神奈川県横浜市 平成20年8月30日(土)・31日(日) ■東京都千代田区 平成20年9月26日(金)・27日(土)</p>	<p>信越・北陸地区</p> <p>■新潟県新潟市 平成20年10月10日(金)・11日(土)</p>
<p>東海・近畿地区</p> <p>■兵庫県神戸市 平成20年11月14日(金)・15日(土) ■大阪府大阪市 平成21年2月7日(土)・8日(日)</p>	<p>中国・四国地区</p> <p>■広島県広島市 平成20年10月23日(木)・24日(金)</p>	<p>九州・沖縄地区</p> <p>■佐賀県佐賀市 平成20年9月27日(土)・28日(日) ■宮崎県宮崎市 平成20年12月13日(土)・14日(日) ■福岡県福岡市 平成21年1月23日(金)・24日(土)</p>

→全10カ所開催、全参加者数:180名程度(参加予定含む)

検討会 (全4回)

委員:

- 岡本正子氏(日本のもの電通連盟事務局長)
- 川野健治氏(自殺予防総合対策センター自殺対策研究推進部長)
- 白川教人氏(横浜市こころの健康相談センターセンター長)
- 西田正弘氏(全国自死遺族総合支援センター理事)
- 藤井忠孝氏(自死遺族ケア団体全国ネット事務局長)
- 渡邊直樹氏(関西国際大学教授)

(五十音順)

講習会及び意見交換会

■東京都
 平成21年2月5日(木) 参加者:70名程度

対象: 自死遺族のための分かち合いの会を運営している民間団体のファシリテーター、支援員、分かち合いの会を運営している関係機関センター等のスタッフ